

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年8月29日
【発行者の名称】	株式会社RAVIPA (RAVIPA Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 新井 亨
【本店の所在の場所】	東京都豊島区池袋2-43-1 池袋青柳ビル
【電話番号】	(03)6907-3950 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 渡部 颯太
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社RAVIPA https://ravipa.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J—Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ—Adviserを選任する必要があります。J—Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第 6 期 (中間)	第 7 期 (中間)	第 8 期 (中間)	第 6 期	第 7 期
決算年月	2023 年 5 月	2024 年 5 月	2025 年 5 月	2023 年 11 月	2024 年 11 月
売上高 (千円)	565,825	792,417	878,451	1,328,541	1,638,629
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△11,814	33,256	224,670	48,743	114,003
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益または親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	△17,593	26,790	152,499	37,478	98,566
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△17,593	26,790	152,499	37,478	98,566
純資産額 (千円)	29,512	111,374	335,649	84,583	183,150
総資産額 (千円)	404,831	542,687	1,003,538	380,740	691,181
1 株当たり純資産額 (円)	14.91	56.25	169.52	42.72	92.50
1 株当たり配当額 (円)	—	—	5	—	—
(うち 1 株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(5)	(—)	(—)
1 株当たり中間(当期)純利益又は 1 株当たり中間純損失(△) (円)	△8.89	13.53	77.02	18.93	49.78
潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	7.3	20.5	33.4	22.2	26.5
自己資本利益率 (%)	△45.9	27.3	58.8	56.9	73.6
株価収益率 (倍)	—	37.7	6.6	26.9	10.2
配当性向 (%)	—	—	6.5	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△20,875	24,109	116,728	12,425	167,202
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,500	4,348	49,217	△1,500	△72,560
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△35,143	125,349	161,570	△67,309	85,300
現金及び現金同等物の 中間(期末)残高 (千円)	176,425	331,367	685,017	177,560	357,501
従業員数 (人)	26	16	14	25	16
(外、平均臨時雇用者数)	(44)	(51)	(9)	(63)	(40)

- (注) 1. 第 6 期 (中間)、第 6 期、第 7 期 (中間) 期及び第 7 期の 1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) 及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
2. 第 6 期 (中間) の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、1 株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。第 6 期、第 7 期 (中間)、第 7 期及び第 8 期 (中間) の潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第 6 期 (中間) の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
5. 第6期及び第7期については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。
6. 第6期(中間)については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、また第7期(中間)及び第8期(中間)については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項に基づき、監査法人コスモスの中間監査を受けております。
7. 2023年2月26日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間純損失を算定しております。

2【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社の2社により構成されております。当社グループ事業は通販事業を中心に通販事業者向けコールセンター事業、通販事業者向けコンサルティング事業及びレンタル事業を運営しております。2025年5月末現在それぞれの事業における特色は以下の通りとなっております。

セグメント区分	主な売上項目
通販事業	女性用育毛剤「Hairmore」の企画販売、美容液「ASHADA」の企画販売
コールセンター事業	通販事業者向けコールセンター業務の受託
コンサルティング事業	サブスクD2Cの教育コンテンツ販売、通販事業の運営コンサルティング受託
レンタル事業	当社保有資産の貸出

(注) 関連会社の事業については記載を省略しております。

(1) 通販事業

当社グループの通販事業は、2025年5月末現在、実店舗を持たず主として自社ECサイトにおいてお客様に直接販売する形態の事業となっております。商品の企画は自社で行っておりますが、外部工場にて委託生産し、1回の注文ごとに都度販売する方法と一定の間隔で同じ製品を継続的にお届けする定期販売の2形態となっております。

一定の間隔で同じ製品を継続的にお届けする販売形態を採用することにより発送や決済処理といった事務作業が効率的に行えることや安定して売上に繋がるサブスクリプション型のビジネスであるという特徴を持っています。

また、お客様にとっても商品をその都度注文する手間が省けることや定期注文を行うことで単品購入するよりも安価に商品を購入頂けるというメリットがあります。これにより年間コースやおまとめ購入をご利用されるお客様が多くいらっしゃいます。

スマートフォンの普及により、時間と場所を選ばずにお買い物ができるため、インターネットを通じた広告宣伝活動が重要となっております。

主力商品は、女性用育毛剤「Hairmore」及び美容液「ASHADA」です。ターゲットとなるメイン顧客層は40～60代の女性です。これらのアンチエイジング商品への関心は非常に高く、常に顧客層が一定数存在しております。こうした環境を踏まえ新規のお客様の獲得には費用対効果を考慮し、インターネット広告により展開しております。

また、自社ECサイト以外にも大手ショッピングECモールでの自社ブランドのショップ運営やテレビ通販に出演することによって、より多くのお客様へ販売を行っています。

女性用育毛剤「Hairmore」は、3種の有効成分により医薬部外品として効果効能が認められております。発売以来の累計販売実績は115万本（2025年5月末現在）を記録し当社のヒット商品です。また、「Hairmore」ブランドには育毛剤に加え、シャンプー、サプリメントのラインナップを用意し、クロスセルによる売上を獲得しております。今まで育毛剤というと男性のイメージが強かったが、女性の薄毛の悩みに焦点をあて、香りや使用感などに徹底的にこだわった商品となっております。さらにSDGsの取り組みの一環として定期お届けのお客様へプラスチックのボトルでのお届けでなく、詰め替え用のレフィルタイプで商品をお届けしております。

美容液「ASHADA」は、“明日の素肌は今日より美しく”という想いをこめたネーミングで、商品の特徴として馬の胎盤から抽出された羊膜エキスを配合しております。発売以来の累計販売実績は67万本（2025年5月末現在）です。また、「ASHADA」ブランドには美容液に加え、クレンジング、乳液、化粧水のラインナップを用意し、クロスセルによる売上を獲得しております。



（２）コールセンター事業

当社グループのコールセンター事業は、2025年５月末現在、連結子会社である株式会社Telemarketing One（以下、㈱Telemarketing One）において事業を行っております。現在約37名のオペレーターが在籍しており、D2C通販業者18社（2025年５月末現在）より業務を受託しております。通販事業に特化したコールセンターとしてサービスを提供しております。

従来のエンドユーザー様からの電話を受ける（インバウンド業務）だけでなく、売上や満足度をあげるためのエンドユーザー様へコールをかける（アウトバウンド業務）やメールによるお客様対応、発送業務に対する倉庫会社との連携など通販に関する幅広い業務の委託を受けられる体制が強みとなっております。

また、お客様の声で実際に活かせるものがあればそれをデータ化してクライアントへフィードバックするサービスも提供しております。

㈱Telemarketing Oneのクライアントは定期通販業者などが大半を占めており、商品のお問合せ先として㈱Telemarketing Oneがカスタマーセンターとなるという形態であり、安定した売上を確保することができるストック型のビジネスモデルであると考えております。

定期通販ビジネスに特化したサービスをトータルで提供できることを強みとしております。

近年通販業界でカスタマーサクセスへの注目が集まっており、ビジネスモデルが１回の都度購入ではなく、定期購入をベースとするため、いかに自社の商品に愛着を持ってもらい、満足度を高めるかが重要になっております。

㈱Telemarketing Oneにて対応を行うオペレーターは定期通販専用カートの操作や対応で高い評価を得ており、カートサービスを提供する企業とパートナー契約を結んでおります。

なお、2025年５月末時点における㈱Telemarketing Oneの売上構成のうち、２割ほどが親会社である株式会社RAVIPAとの取引となっております。



（３）コンサルティング事業

当社グループのコンサルティング事業は、2025年５月末現在、サブスクD2C総研株式会社が個人事業主及び法人顧客を対象にインターネット通販に関する教育事業と事業運営のコンサルティング事業を行っております。

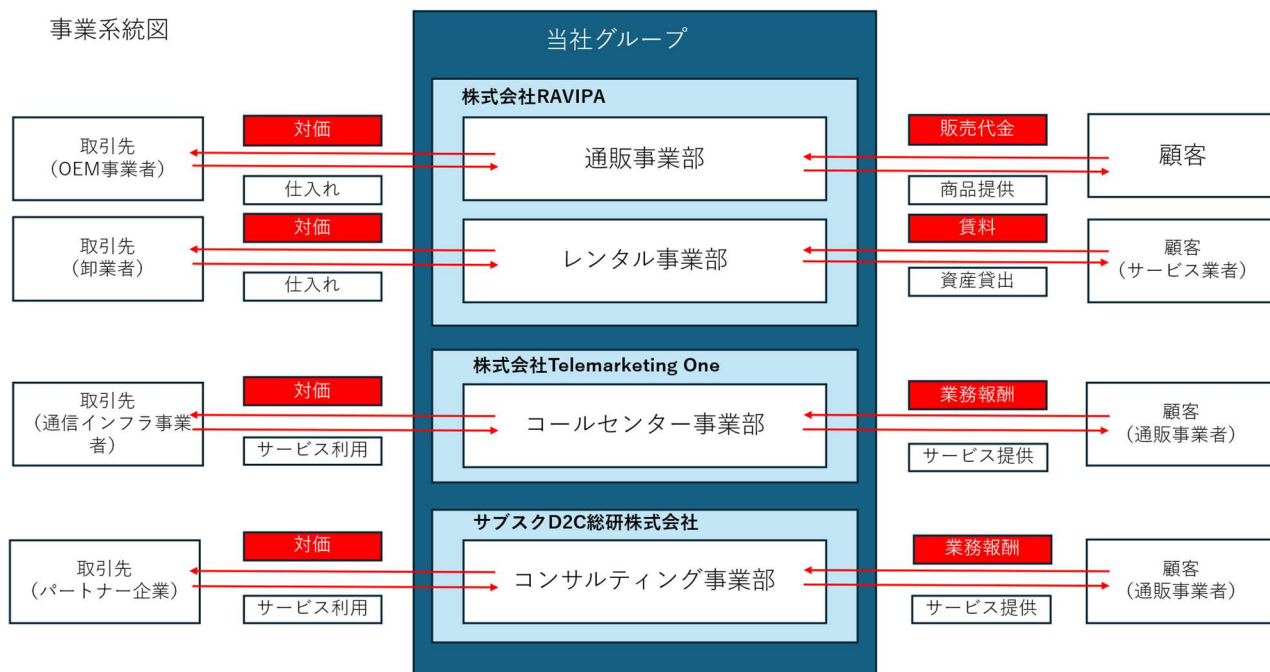
教育事業においては、D2C通販全般にかかわる社員のスキルアップのために実例を交えたオンライン講習を実施しております。コンサルティング事業においては、顧客であるD2C事業者の個別状況に合わせた分析・改善提案・商品企画のコンサルティングを実施しております。

（４）レンタル事業

当社グループのレンタル事業は、2025年５月末現在、株式会社RAVIPAが保有するレンタル資産を貸し出す事業を展開しております。株式会社エランと業務提携を行い、施設入居者向けのお洒落着を当社が保有し貸し出しております。長期利用を前提とした取引を行うことでお客様の負担を減らし、お洒落を楽しんで頂くサービスを提供しています。



当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



(注) 関連会社の事業については記載を省略しております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
通販事業	1 (一)
コールセンター事業	8 (9)
コンサルティング事業	1 (一)
レンタル事業	1 (一)
全社(共通)	3 (一)
合計	14 (9)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している従業員数であります。

(2) 発行者の状況

2025年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
5 (一)	37.4	2.7	4,475

セグメントの名称	従業員数(人)
通販事業	1 (一)
レンタル事業	1 (一)
全社(共通)	3 (一)
合計	5 (一)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している従業員数であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2024年12月1日から2025年5月31日）における我が国経済は、緩やかに回復の傾向が見られており、設備投資については緩やかな増加傾向が見られます。個人消費については物価上昇の影響などからマインドに弱さが見られるものの、雇用・所得環境の改善を背景に回復基調が継続しています。

しかしながら国際情勢の不安定さが長期化しており、また金利の引き上げに伴う企業の資金調達コストの上昇などもあり、先行き不透明な状況が続いています。

当社グループが事業展開する化粧品に関わる商品の通信販売は引き続きインターネットを通じた広告宣伝活動に注力することで収益を獲得することが出来ました。また新商品の企画や新事業の立ち上げなど、積極的な事業活動を行うことで継続的な企業価値向上に努めてまいります。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は878,451千円（前年同期比10.9%増）、営業利益は227,119千円（前年同期比572.2%増）、経常利益は224,670千円（前年同期比575.6%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は152,499千円（前年同期比469.2%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当中間連結会計期間より、報告セグメントを変更しております。当中間連結会計期間の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

詳細は、「第6【経理の状況】 【注記事項】 （セグメント情報等）【セグメント情報】 1. 報告セグメントの概要」をご参照ください。

①通販事業

通販事業におきましては、物価上昇による消費者の節約志向の高まる経済環境にありながらも、積極的な広告宣伝活動の結果、継続的な新規顧客の獲得に成功し売上は堅調に推移しています。新規顧客の獲得のみに囚われず、既存顧客の継続についても工夫を施していくことにより、より強固な収益基盤の構築を目指します。

通販事業における売上高は724,995千円（前年同期比19.8%増）、セグメント利益は237,034千円（前年同期比184.0%増）となりました。

②コールセンター事業

コールセンター事業におきましては、通販事業に特化したコールセンター受注業務を請け負っておりますが、クライアント企業の成長を追い風に収益の確保に成功しております。今後も引き続き、クライアントに対しより良いサービスの提供を行うことで規模の拡大に努めます。

コールセンター事業における売上高は125,361千円（前年同期比26.4%増）、セグメント利益は57,032千円（前年同期比116.8%増）となりました。

③コンサルティング事業

コンサルティング事業におきましては、通販事業の新規立ち上げや業務効率の改善についてコンサルティング支援業務を行うことにより、収益を確保しています。実績の蓄積により、コンサルティングノウハウを洗練化することで規模の拡大を目指します。

コンサルティング事業の売上高は8,978千円（前年同期比3.3%減）、セグメント利益は3,918千円（前年同期はセグメント損失1,341千円）となりました。

④レンタル事業

レンタル事業におきましては、当中間連結会計期間より事業を開始いたしました。

株式会社エランと協業して本事業に取り組むことで、介護施設の入所者向け衣服レンタルサービスの提供を行っております。今後も本事業の規模拡大に努めることで、サービス利用者の負担を軽減し、よりサービス内容の充実を目指します。

レンタル事業における売上高は14,276千円、セグメント利益は7,364千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は685,017千円（前連結会計年度末比327,516千円増加）となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は116,728千円（前年同期は24,109千円の獲得）となりました。主な内訳は、税金等調整前中間純利益の計上229,670千円に加え、売上債権の減少額9,335千円、レンタル資産の取得による支出42,946千円、未払金の減少額40,198千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、獲得した資金は49,217千円（前年同期は4,348千円の獲得）となりました。主な内訳は、定期預金の預入による支出50,000千円、差入保証金の回収による収入14,217千円、出資金の売却による収入80,000千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は161,570千円（前年同期は125,349千円の獲得）となりました。内訳は、短期借入金の返済による支出11,650千円、長期借入れによる収入360,000千円、長期借入金の返済による支出186,780千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っていないため該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは、受注活動を行っていないため該当事項はありません。

(3) 販売実績

第8期中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
通販事業	724,995	119.8
コールセンター事業	125,361	126.4
コンサルティング事業	8,978	96.7
レンタル事業	14,276	—
合計	873,611	122.4

（注）1．セグメント間取引については相殺消去しております。

2．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は10%以上となる相手先がないため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

2025年2月28日の発行者情報公表後、当中間連結会計期間において重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年2月28日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

＜担当J-Adviserとの契約について＞

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。

当社は、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2021年11月29日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜担当J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について 困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a)甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b)甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a)当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b)前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の 全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日（休業日を除外する）の日
 - (a)TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b)上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合
当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健

全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付 種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

②その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社は、EC商品について外部委託先に製造を委託しており、EC商品に関する研究開発活動は行っておりませんが、お客様の課題解決に向けた商品企画を行っております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は908,974千円で、前連結会計年度末に比べ333,252千円増加しております。現金及び預金の増加377,516千円、未収入金の減少50,019千円が主な変動要因であります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は94,563千円で、前連結会計年度末に比べ20,895千円減少しております。差入保証金の減少14,217千円、繰延税金資産の減少13,867千円が主な変動要因であります。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は352,461千円で、前連結会計年度末に比べ26,568千円増加しております。1年内返済予定の長期借入金の増加38,476千円、短期借入金の減少11,650千円が主な変動要因であります。

（固定負債）

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は315,427千円で、前連結会計年度末に比べ133,287千円増加しております。長期借入金の増加134,744千円が主な変動要因であります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産の残高は335,649千円で、前連結会計年度末に比べ152,499千円増加しております。利益剰余金の増加152,499千円が変動要因であります。

（３）経営成績の分析

「１ 業績等の概要（１）業績」に記載のとおりであります。

（４）キャッシュ・フローの分析

「１ 業績等の概要（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1) 発行者

当中間連結会計期間において、名古屋店の設備の売却を行っておりますが、帳簿価額がゼロのため記載を省略しております。

2【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計年度末現在発行数(株) (2025年5月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年8月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,900,000	5,920,000	1,980,000	1,980,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	7,900,000	5,920,000	1,980,000	1,980,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2024年12月1日～ 2025年5月31日	—	1,980,000	—	9,900	—	—

(6)【大株主の状況】

2025年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
新井 亨	埼玉県川越市	898,800	45.39
統合アセットマネジメント株式会社	東京都港区海岸1-11-1	600,000	30.30
ARAIインベストメント合同会社	埼玉県坂戸市日の出町5-24	376,200	19.00
鈴木 浩喜	埼玉県川口市	100,000	5.05
江口 智亮	東京都新宿区	4,900	0.25
有限会社ハートサービス	埼玉県桶川市2-6-15	100	0.01
計	—	1,980,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,980,000	19,800	単元株式数 100株
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,980,000	—	—
総株主の議決権	—	19,800	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

(1) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）における取引価格であります。

2. 2024年12月から2025年5月において、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。また、当社の中間連結財務諸表は、第2種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2024年12月1日から2025年5月31日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (2025年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	357,501	735,017
売掛金	90,888	81,552
リース投資資産	2,800	2,870
商品	52,343	66,621
貯蔵品	8,058	9,156
未収入金	53,081	3,062
未収還付法人税等	244	—
その他	10,803	10,692
流動資産合計	575,722	908,974
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,165	5,713
工具、器具及び備品（純額）	6,880	6,817
レンタル資産（純額）	—	39,281
有形固定資産合計	※1 13,046	※1 51,812
投資その他の資産		
関係会社株式	4,900	4,900
出資金	30,010	10
差入保証金	27,001	12,783
繰延税金資産	23,289	9,422
リース投資資産	16,011	14,558
その他	1,200	1,076
投資その他の資産合計	102,413	42,750
固定資産合計	115,459	94,563
資産合計	691,181	1,003,538

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (2025年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,811	12,487
短期借入金	11,650	—
1年内返済予定の長期借入金	101,638	140,114
リース債務	2,800	2,870
未払金	130,290	90,091
未払費用	16,146	15,359
未払法人税等	32,122	63,303
未払消費税等	12,812	18,964
契約負債	239	78
賞与引当金	4,498	4,080
その他	5,883	5,110
流動負債合計	325,892	352,461
固定負債		
長期借入金	160,681	295,425
リース債務	16,011	14,558
資産除去債務	5,446	5,443
固定負債合計	182,139	315,427
負債合計	508,031	667,888
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,900	9,900
利益剰余金	173,250	325,749
株主資本合計	183,150	335,649
純資産合計	183,150	335,649
負債純資産合計	691,181	1,003,538

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年12月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)
売上高	792,417	878,451
売上原価	※ 1 158,510	※ 1 157,198
売上総利益	633,906	721,253
販売費及び一般管理費	※ 2 600,118	※ 2 494,133
営業利益	33,787	227,119
営業外収益		
受取利息	0	182
その他	1,193	48
営業外収益合計	1,194	230
営業外費用		
支払利息	1,704	2,594
その他	19	85
営業外費用合計	1,724	2,679
経常利益	33,256	224,670
特別利益		
固定資産売却益	※ 3 3,250	※ 3 5,000
特別利益合計	3,250	5,000
特別損失		
減損損失	2,878	—
特別損失合計	2,878	—
税金等調整前中間純利益	33,629	229,670
法人税、住民税及び事業税	9,536	63,303
法人税等調整額	△2,697	13,867
法人税等合計	6,838	77,170
中間純利益	26,790	152,499
親会社株主に帰属する中間純利益	26,790	152,499

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年12月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)
中間純利益	26,790	152,499
中間包括利益	26,790	152,499
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	26,790	152,499

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自2023年12月 1 日 至2024年 5 月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	9,900	74,683	84,583	84,583
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純利益		26,790	26,790	26,790
当中間期変動額合計	—	26,790	26,790	26,790
当中間期末残高	9,900	101,474	111,374	111,374

当中間連結会計期間（自2024年12月 1 日 至2025年 5 月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	9,900	173,250	183,150	183,150
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純利益		152,499	152,499	152,499
当中間期変動額合計	—	152,499	152,499	152,499
当中間期末残高	9,900	325,749	335,649	335,649

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	33,629	229,670
減価償却費	1,292	515
レンタル資産減価償却費	—	3,664
受取利息	△0	△182
支払利息	1,704	2,594
固定資産売却益	△3,250	△5,000
減損損失	2,878	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△28,334	9,335
リース投資資産の増減額 (△は増加)	—	1,382
棚卸資産の増減額 (△は増加)	6,520	△15,375
レンタル資産の取得による支出	—	△42,946
仕入債務の増減額 (△は減少)	△4,382	4,676
リース債務の増減額 (△は減少)	—	△1,382
未払金の増減額 (△は減少)	19,561	△40,198
未払費用の増減額 (△は減少)	△5,030	△786
未払消費税等の増減額 (△は減少)	63	6,152
契約負債の増減額 (△は減少)	△238	△161
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,008	△417
その他	10,435	△441
小計	33,840	151,097
利息の受取額	0	182
利息の支払額	△1,796	△2,674
法人税等の支払額	△8,612	△32,122
法人税等の還付額	676	244
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,109	116,728
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△50,000
有形固定資産の取得による支出	△245	—
有形固定資産の売却による収入	4,603	5,000
差入保証金の回収による収入	—	14,217
出資金の払込による支出	△10	—
出資金の売却による収入	—	80,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,348	49,217
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	—	△11,650
長期借入れによる収入	195,000	360,000
長期借入金の返済による支出	△69,651	△186,780
財務活動によるキャッシュ・フロー	125,349	161,570
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	153,807	327,516
現金及び現金同等物の期首残高	177,560	357,501
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 331,367	※1 685,017

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社Telemarketing One

サブスクD2C総研株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法非適用の関連会社

AZ日本AIロボット株式会社

(2) 持分法を適用していない関連会社 (AZ日本AIロボット株式会社) は、中間純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

①商品

先入先出法に基づく原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

②貯蔵品

先入先出法に基づく原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (レンタル資産を除く)

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

レンタル資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 10～15年

工具、器具及び備品 4～15年

レンタル資産 2年

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間の負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

商品の販売

当社グループは、化粧品の通販事業を主な事業としております。

商品の販売においては、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には出荷時に収益を認識しております。

返品権付きの販売については、過去のデータ等に基づき予想返品発生率を見積り、中間期末日時点で返品等が見込まれる対価を返金負債として計上し当該金額を控除して収益を認識しております。

なお、個人の顧客に対し、ポイントを付与する制度を導入しております。ポイント制度に係る収益は、会員に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価額の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(中間連結貸借対照表)

前連結会計年度において、有形固定資産の表示については間接控除形式で表示しておりましたが、明瞭性を高めるため、当中間連結会計期間から直接控除形式に変更しております。

この表示方法の変更を反映させるために、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」に表示していた「建物及び構築物」61,772千円、「工具、器具及び備品」17,169千円、「減価償却累計額」△19,909千円、「減損損失累計額」△45,985千円は、「建物及び構築物(純額)」、「工具、器具及び備品(純額)」として組み替えております。

なお、前連結会計年度及び当中間連結会計期間における有形固定資産の「減価償却累計額」の金額は、「注記事項(中間連結貸借対照表関係)」に記載のとおりであります。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
	19,909千円	8,560千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
	一千円	673千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
給料手当	40,933千円	17,469千円
広告宣伝費	355,639千円	273,587千円
賞与引当金繰入額	2,002千円	1,834千円
支払手数料	57,088千円	63,216千円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
店舗設備一式	3,250千円	5,000千円

(中間連結包括利益計算書関係)
該当事項はありません。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)
前中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数 (株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (株)	当中間連結会計期 間末株式数 (株)
普通株式	1,980,000	—	—	1,980,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数 (株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (株)	当中間連結会計期 間末株式数 (株)
普通株式	1,980,000	—	—	1,980,000

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年7月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	9,900	5.00	2025年5月31日	2025年8月15日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
現金及び預金	331,367千円	735,017千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	△50,000千円
現金及び現金同等物	331,367千円	685,017千円

(リース取引関係)

(貸主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (2025年5月31日)
リース料債権部分	3,688	3,688
受取利息相当額	△887	△817
リース投資資産	2,800	2,870

投資その他の資産

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (2025年5月31日)
リース料債権部分	18,133	16,289
受取利息相当額	△2,121	△1,730
リース投資資産	16,011	14,558

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (2025年5月31日)				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
リース投資資産	2,870	3,017	3,173	3,338	3,512

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年11月30日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
リース投資資産（1年以内回収予定を含む）	18,811	18,451	△360
差入保証金	27,001	25,018	△1,982
資産計	45,812	43,469	△2,342
リース債務（1年以内返済予定を含む）	18,811	18,451	△360
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	262,319	261,207	△1,111
負債計	281,130	279,658	△1,471

(※1)「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (千円)
非上場株式	4,900
出資金	30,010

当中間連結会計期間（2025年5月31日）

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
リース投資資産（1年以内回収予定を含む）	17,429	16,987	△441
差入保証金	12,783	12,162	△621
資産計	30,212	29,149	△1,062
リース債務（1年以内返済予定を含む）	17,429	16,987	△441
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	435,539	434,684	△854
負債計	452,968	451,671	△1,295

(※1)「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間（千円）
非上場株式	4,900

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品 前連結会計年度（2024年11月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産（1年以内回収予定を含む）	—	18,451	—	18,451
差入保証金	—	25,018	—	25,018
資産計	—	43,469	—	43,469
リース債務（1年以内返済予定を含む）	—	18,451	—	18,451
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	—	261,207	—	261,207
負債計	—	279,658	—	279,658

当中間連結会計期間（2025年5月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産（1年以内回収予定を含む）	—	16,987	—	16,987
差入保証金	—	12,162	—	12,162
資産計	—	29,149	—	29,149
リース債務（1年以内返済予定を含む）	—	16,987	—	16,987
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	—	434,684	—	434,684
負債計	—	451,671	—	451,671

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、想定した償還予定時期に基づき、中間決算日（決算日）現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース投資資産

リース投資資産の時価は、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される条件により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される条件により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
期首残高	24,286千円	5,446千円
時の経過による調整額	8千円	△2千円
資産除去債務の履行による減少額	△18,848千円	一千円
中間期末（期末）残高	5,446千円	5,443千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	56,294	90,888
顧客との契約から生じた債権（中間期末（期末）残高）	90,888	81,552
契約負債（期首残高）	593	239
契約負債（中間期末（期末）残高）	239	78

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）において、顧客との契約から生じた債権は、「売掛金」に含まれております。契約負債は、サービス提供にかかる顧客からの前受金及び顧客への販売に伴い付与する自社ポイントで、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは各事業会社が運営している施設や事業所が提供しているサービスの類似性を考慮したセグメントから構成されており、「通販事業」、「コールセンター事業」、「コンサルティング事業」、「レンタル事業」の4つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「通販事業」は主に女性用育毛剤「Hairmore」、美容液「ASHADA」の企画及び販売を行っております。

「コールセンター事業」は通販事業者向けコールセンター業務を受託しております。

「コンサルティング事業」は教育コンテンツ販売、通販事業の運営コンサルティング業務を行っております。

「レンタル事業」は弊社保有資産の貸出サービスを行っております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

当中間連結会計期間より飲食事業を終了したこと及びレンタル事業を新たに開始したことに伴い、報告セグメントを従来の「通販事業」「コールセンター事業」「コンサルティング事業」「飲食事業」から、「通販事業」「コールセンター事業」「コンサルティング事業」「レンタル事業」に変更しております。

なお、前中間連結会計期間のセグメント情報等については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、中間連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格等を勘案して決定しております。

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2023年12月1日 至 2024年5月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額 (注) 2	中間連結財 務諸表計上 額 (注) 3
	通販事業	コール センター 事業	コンサル ティング 事業	計			
売上高							
一時点で移転される財	605,190	—	—	605,190	78,737	—	683,928
一定の期間にわたり 移転される財	—	99,206	9,282	108,488	—	—	108,488
顧客との契約から生じる 収益	605,190	99,206	9,282	713,679	78,737	—	792,417
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	605,190	99,206	9,282	713,679	78,737	—	792,417
セグメント間の内部 売上高又は振替高	12,305	21,000	4,500	37,805	—	△37,805	—
計	617,495	120,206	13,782	751,484	78,737	△37,805	792,417
セグメント利益または損失 (△)	83,469	26,300	△1,341	108,428	△14,096	△60,545	33,787
セグメント資産	126,124	112,201	14,539	252,865	23,186	266,636	542,687
その他の項目							
減価償却費	4	411	—	415	668	208	1,292
減損損失	—	—	—	—	2,878	—	2,878
有形固定資産の増加額	—	245	—	245	—	—	245

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲食事業を含んでおります。

2. セグメント利益または損失(△)の調整額△60,545千円は、セグメント間の取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

セグメント資産の調整額266,636千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に当社の運用資金（現金及び預金）及び管理部門に係る資産であります。

減価償却費の調整額208千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。その内容は報告セグメントに帰属しない親会社の本社管理部門に係る減価償却費であります。

3. セグメント利益または損失(△)の合計額は、中間連結財務諸表の営業利益と一致しております。

当中間連結会計期間（自 2024年12月1日 至 2025年5月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	通販事業	コール センター 事業	コンサ ルティ ング 事業	レンタ ル事業	計			
売上高								
一時点で移転される財	724,995	—	—	—	724,995	4,839	—	729,835
一定の期間にわたり移転される財	—	125,361	8,978	14,276	148,615	—	—	148,615
顧客との契約から生じる収益	724,995	125,361	8,978	—	859,335	4,839	—	864,174
その他の収益（注） 4	—	—	—	14,276	14,276	—	—	14,276
外部顧客への売上高	724,995	125,361	8,978	14,276	873,611	4,839	—	878,451
セグメント間の内部売上高又は振替高	12,180	30,000	5,100	—	47,280	—	△47,280	—
計	737,175	155,361	14,078	14,276	920,891	4,839	△47,280	878,451
セグメント利益または損失（△）	237,034	57,032	3,918	7,364	305,350	△5,089	△73,141	227,119
セグメント資産	131,602	189,331	14,710	50,966	386,611	—	616,926	1,003,538
その他の項目								
減価償却費	4	302	—	3,664	3,971	—	208	4,179
有形固定資産の増加額	—	—	—	42,946	42,946	—	—	42,946

（注） 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲食事業を含んでおります。

2. セグメント利益または損失（△）の調整額△73,141千円は、セグメント間の取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

セグメント資産の調整額616,926千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に当社の運用資金（現金及び預金）及び管理部門に係る資産であります。

減価償却費の調整額208千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。その内容は報告セグメントに帰属しない親会社の本社管理部門に係る減価償却費であります。

3. セグメント利益または損失（△）の合計額は、中間連結財務諸表の営業利益と一致しております。

4. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき、収益を認識しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2023年12月1日 至 2024年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2024年12月1日 至 2025年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2023年12月1日 至 2024年5月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2024年12月1日 至 2025年5月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2023年12月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2024年12月1日 至 2025年5月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2023年12月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2024年12月1日 至 2025年5月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
1株当たり純資産額	56円25銭	169円52銭

1株当たり中間純利益は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
1株当たり中間純利益	13円53銭	77円02銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	26,790	152,499
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	26,790	152,499
普通株式の期中平均株式数(株)	1,980,000	1,980,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年 8 月 29 日

株式会社RAVIPA

取締役会 御中

監査法人 **コスモス**

愛知県名古屋市

代 表 社 員 公認会計士 小室 豊和
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 寺島 洋希
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社RAVIPAの2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年12月1日から2025年5月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社RAVIPA及び連結子会社の2025年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年12月1日から2025年5月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上